

鹿沼市監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、鹿沼市長から監査の結果に基づく措置について通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

令和6年4月30日

鹿沼市監査委員 高田悦夫

鹿沼市監査委員 大貫毅

1 都市建設部

監査の種類	地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による財務監査
監査結果報告日	令和6年3月25日付 監第52号
措置結果通知日	令和6年4月23日付 都第78号
監査結果	<p>(指摘事項)</p> <p>令和4年度に契約及び実施した緊急修繕のうち2件について、令和4年度中の予算執行が困難になったことから、令和5年度に契約及び修繕を実施したものとして関係書類を再作成し、令和5年度予算より支出が行われた。</p> <p>契約検査課が作成している「修繕事務マニュアル」では、緊急修繕完了後に相手方から見積書を受領し、修繕額を協議のうえで決定することを求めているが、本件では、相手方からの見積書提出が令和5年度であったことにより、修繕額の決定ができず、令和4年度中の予算執行が困難になった。そのうえで、令和5年度予算にて支出をするために契約書等を再作成し、支出命令書等と併せて会計管理者に提出していたが、これらの行為は地方自治法等の関係法令に従っていない行為である。本件に関しては原則に従い予算の繰越等の必要な措置を講ずるべきであり、各種法令及び制度順守の徹底を求めるものである。</p> <p>また、予算の執行に際しては、会計管理者は鹿沼市財務規則第47条に基づき、適正な予算に執行に努めていただきたい。</p>
措置内容	維持課内で打合せ等を行い、適正な修繕実施及び予算執行の周知・徹底を図った。併せて、契約検査課が作成した「緊急工事等

	<p>対応マニュアル」についても内容の周知を図った。また、維持課内において、関係法令やマニュアルの遵守及び職員間の報告・連絡・相談体制及びチェック体制を徹底することとした。</p> <p>さらに、予算繰越を申請する際に、確実に年度内完了できるか否かの検討を十分に行い、適正な運用を行っていく。</p>
--	--